

第九十一回 参議院文教委員会 會議録 第二号

昭和五十五年二月十四日(木曜日)

午後二時三十分開会

委員の異動

十二月二十二日

辞任

宮之原貞光君

補欠選任

柏谷 照美君

出席者は左のとおり。

委員長

大島 友治君

理事

高橋 蒼吉君

前田 勲男君

勝又 武一君

小巻 敏雄君

内藤三郎君

望月 邦夫君

吉田 実君

松前 達郎君

白木義一郎君

有田 一寿君

政府委員

文部大臣

文部大臣官房長

文部大臣官房会

計課長

文部省初等中等

教育局長

文部省大学局長

文部省学術国際

局長

文部省社会教育

局長

文部省体育局長

文部省管理局長

宮地 貫一君

植木 浩君

諸澤 正道君

佐野文一郎君

篠澤 公平君

望月哲太郎君

柳川 覺治君

三角 哲生君

事務局側

文化庁長官

文化庁次長

別府 哲君

常任委員会専門

員

瀧 嘉衛君

本日の会議に付した案件

○教育、文化及び学術に関する調査

(文教行政の基本施策に関する件)

(昭和五十五年度文部省関係予算に関する件)

(派遣委員の報告に関する件)

○委員長(大島友治君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

教育、文化及び学術に関する調査を議題といたします。

まず、文教行政の基本施策について、文部大臣から所信を聴取いたします。谷垣文部大臣。

○国務大臣(谷垣一君) 第九十一回国会におきまして、文教全般の問題を御審議いただくに当たり、所信の一端を申し述べます。

私は、教育、学術、文化の振興を図ることは、国政の基本であると考えます。

特に、識しさを増す内外の諸状況の中で、わが国がその未来を切り開いていくためには、学校、家庭、社会を通じて教育の機能を充実し、たくましくかつ創造力のある、心身ともに健全で、国際的に開かれた国民の育成を期していくことが最も重要なことであると思ひます。また、天然資源に乏しいわが国がその制約を克服して、今後とも発展を続けていくための基盤を培う学術研究を一層振興し、世界に誇る特色ある伝統文化を継承しつつ、新しい文化を創造していくよう努めることも、これに劣らず重要なことであります。

私は、このような認識の上に立ち、広く国民の理解と協力のもとに、教育、学術、文化の諸施策

の推進に専心努力してまいる所存であります。以下、当面する文教行政の諸問題について申し上げます。

第一は、初等中等教育の改善充実についてであります。

小学校においては、本年四月から新学習指導要領による教育が実施されることとなりました。また、中学校及び高等学校についても順次新学習指導要領に移行する措置が講ぜられております。ゆとりのあるしかも充実した学校生活を実現するためには、この新学習指導要領による教育の実施とともに、さらに教育に関する諸条件の整備を図る必要があります。そのため、最近の財政再建の観点から十分考慮しながらも、昭和五十五年度から公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数について、第五次改善十二年計画を発足させ、多年の懸案であった小・中学校の四十人学級の実現を図るとともに、教職員配置率の改善を行ってまいることとしております。

また、公立高等学校等の教職員定数の改善につきましても、昭和五十五年度から第四次改善十二年計画を発足させ、習熟度別学級編制を実施するために必要な教職員の確保等教職員定数の標準の改善を図ってまいることとしております。

さらに、学校教育の成否を左右するものは、究極的には教員の指導力であるという観点から、教員の現職教育の充実を努めるとともに、教員養成大学、学部の充実を図り、新設の上越、兵庫両教育大学の整備を進める考えであります。

これら諸施策を総合的に推進することにより、一人一人の児童、生徒により行き届いた、きめ細かな教育指導を行い、ゆとりのあるしかも充実した学校生活を実現することとしたいと考えております。

次に、特殊教育については、多年の懸案であつた養護学校教育の義務制が実現を見ましたが、今後ともこの養護学校教育を含めて特殊教育全体の振興充実を努めてまいります。幼稚園教育につきましても、入園を希望するすべての四、五歳児を就園させることを目標とする幼稚園教育振興計画を引き続き進めるなど、その普及充実を一層図ってまいります。

また、児童、生徒の健康の増進と体力の向上を図り、心身ともに健康な児童、生徒を育成するため、学校保健、学校安全の改善充実を努めるとともに、学校における体力づくりを含め、体育指導の充実を一層進める考えであります。学校給食につきましても、食事内容の充実向上、学校給食用物資の需給体制の整備を図るとともに、特に米飯給食の計画的拡充に努め、その普及充実を図る考えであります。また、これらの健康増進の施策と相まって、日本学校安全会と日本学校給食会を統合し、新たに日本学校健康会(仮称)を設立することとしております。

さらに、公立小・中・高等学校の施設の整備につきましても、校舎等建物の新・増・改築事業について、必要な事業量の確保と補助単価の引き上げを図るとともに、小・中学校老朽危険建物の改築促進に引き続き意を用いることとし、また、小・中学校屋内運動場の補助基準面積の改善を行うなど、施設の整備を促進するための施策を講ずることとしております。

なお、義務教育教科書の無償給付制度については、引き続き推進することとしております。

第二は、高等教育の整備充実についてであります。

高等教育につきましても、その質的水準の向上と地域的不均衡の是正に重点を置いて、地方における国立大学の整備充実、大学院の拡充整備、公・私立大学に対する助成の充実等の施策を引き

続き推進し、全国的に均衡のとれた高等教育の発展を期してまいる所存であります。

また、かねてから創設準備を進めてきました放送大学については、昭和五十五年度にその設置主体となる放送大学学園を設立して、多年の課題であった放送大学の創設を推進することとし、放送大学が国民の期待にこたえ、十分成果を挙げることができるよう最善の努力を払ってまいります。

育英奨学事業につきましては、国・公立学校奨学生の貸与月額を増額するとともに、専修学校教育が果たしている社会的役割の重要性等にかんがみ、新たに専修学校の生徒にも日本育英会の奨学金を貸与することとし、専修学校制度の発展に資することとしております。

大学入試の改善につきましては、学歴偏重の社会的風潮の是正や国・公・私立の各大学の整備充実等の諸施策と相まって一層の努力を払い、改善の実を上げたいと思ひます。特に、共通第一次学力試験を取り入れた国・公立大学の入学者選抜については、今後、関係方面の御意見と実施の経緯をもとに、さらに適切な運営を期することと、国・公・私立大学を通じて大学入試の改善を推進するため、引き続き関係者との検討協議を積極的に進めてまいります。

第三は、学術の振興についてであります。学術研究の推進は、わが国のみならず、世界の進展を支える上においてもきわめて重要であります。

このため、研究所の整備等研究体制の充実と科学研究費の拡充を図り、世界に貢献し得る独創的、先駆的な学術研究の振興に努めるとともに、今日特に急務となつてゐる核融合など各種エネルギーの研究開発を初め、地震予知、がん等の難病対策など社会、経済、国民生活に深いかかわりを持つ重要な課題の解決に資する基礎研究の推進に格段の努力を払つてまいる考えであります。

第四は、私学の振興についてであります。私立学校は、建学の精神に基づき、わが国の学校教育の進展に多大の貢献をいたしてまいりました。

た。このような私立学校の役割の重要性にかんがみ、私立学校振興助成法の趣旨に沿ひ、私立大学等に対する経常費補助及び高等学校以下の私立学校に対する経常費補助成費補助を引き続き拡充し、私立学校の教育条件の整備充実を図ることとしたしております。

また、専修学校につきましては、国民の多様な教育需要と社会的需要にこたえるため、その特色を生かした適切な振興方策について、引き続き配慮してまいりたいと考えております。

第五は、社会教育及び体育・スポーツの振興についてであります。近年、自由時間の増大等、社会的、経済的条件が大きく変化する中で、国民一人一人がその生涯を通じてみずからの啓蒙向上を図り、スポーツ、芸術文化に親しみ、心豊かにして健康な生活を築きたいという願望はますます強くなりつつあり、その達成に向けて必要な諸条件を整備していくことは、学校教育の振興と並ぶ文教行政の重要な課題であります。

このような観点から、学校、家庭、地域社会の密接な連携のもとに、国民の要求に応じた生涯教育に関する施策を多様な形で展開してまいる所存であります。

まず、社会教育につきましては、公民館、図書館、博物館等社会教育施設の整備充実、地域における学習活動の促進、指導者の養成確保等の諸施策を推進し、学習環境の整備に努めてまいります。

次に、体育・スポーツにつきましては、各種の体育・スポーツ施設の整備拡充、指導者の養成確保を図るほか、学校体育施設の開放、地域スポーツクラブの育成等の事業を進めるとともに、特にたくましく、心豊かな青少年の育成を目指し、学校、家庭、地域社会が一体となった基礎体力づくりの推進を図つてまいります。

第六は、文化の振興についてであります。わが国は、古来より美しい風土と自然に親しみつつ、すぐれた特色ある文化を形成してまいりましたが、このよき伝統文化を継承しつつ、新しい文化を創造していくことが現代のわれわれの使命であります。

このため、国民がすぐれた文化に接する機会が得られるようにするとともに、みずから歴史と伝統に根差し、地域の特色を生かした新しい文化を創造していくような文化環境の醸成に意を用いてまいります。

特に、昭和五十五年度におきましては、国立の文化施設として、第二国立劇場、国立歴史民俗博物館、国立能楽堂及び国立文楽劇場の設置を積極的に進めるとともに、地域における芸術文化活動の振興や史跡、埋蔵文化財、民俗文化財の保存整備等について一層の充実を図つてまいりたいと思ひます。

最後に、教育、学術、文化の国際交流の推進についてであります。わが国の国際社会における地位が高まり、その果たすべき役割が増大していることに思いをいたし、教育、学術、文化の国際交流を積極的に推進していく所存であります。特に、発展途上国の人づくりへの協力の重要性にかんがみ、教員研修留学生を含めた留学生の受け入れ、学術交流、ユネスコを通じての協力等の諸施策を拡充してまいります。さらに、日米教育交流計画、日米科学技術協力等の二国間交流の充実を図るほか、海外子女教育と帰国子女受け入れ態勢の整備にも力を尽くす考えであります。

なお、モスクワオリンピック問題に関しては、政府の考え方を去る二月一日、日本オリンピック委員会に伝達したところであり、政府としては、同委員会が現下の事態を踏まえ、その自主性と良識をもって適切な対応と努力をされることを期待している次第であります。

以上、文教行政の当面する諸問題について所信

の一端を申し述べましたが、わが国の教育、学術、文化の振興のため、文教委員各位の御協力と御支援を得て、微力ではありますが、全力を尽くして取り組んでまいる所存でありますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(大島友治君) 引き続き、昭和五十五年度予算について説明を聴取いたします。宮地文部大臣官房長。

○政府委員(宮地真一君) 昭和五十五年度文部省所管予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、文部省所管の一般会計予算額は、四兆二千六百六十八億三千八百万円、国立学校特別会計の予算額は一兆二千九百五十八億八千四百万円でありまして、その純計額は、四兆六千四百億二千三百万円となっております。

この純計額を昭和五十四年度の当初予算額と比較いたしますと、二千七百五億二千百万円の増額となり、その増加率は六・二％となっております。また文部省所管の一般会計予算額の増加率は五・七％となっております。

以下、昭和五十五年度予算において取り上げました主要な事項について御説明申し上げます。第一は、初等中等教育の充実に関する経費であります。

まず、義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の改善につきましては、昭和五十五年度を初年度とする第五次の改善計画を策定して、昭和六十六年度までに、四十五人の学級編制を四十人に引き下げるとともに、複式学級、特殊学級等の改善及び教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員等の配置率の改善を図ることとしたしております。

なお、昭和五十五年度におきましては、この改善計画の初年度分と、いわゆる自然増とを合わせて一万一千八百二十六人の増員に係る経費を計上いたしております。

教員の現職教育の充実につきましては、教員の自発的な教育研究活動の活性化を図るための教員のグループ研究に対する補助を拡充したほか、新

規採用教員等研修、免許外教科担当教員研修、教員の海外派遣、教育研究団体への助成等、各種研修を引き続き実施することとしております。

また、教員養成につきましては、徳島県鳴門市に新教育大学を創設するため、引き続き創設準備を推進するとともに、上越、兵庫の両教育大学の整備を進めるほか、既設教員養成大学、学部について、岡山大学及び広島大学の大学院にそれぞれ教育学研究科及び学校教育研究科を新設するとともに、専攻科等の新設、附属学校の新設、整備等その改善充実を図ることとしております。なお、教育実習につきましては、教育養成実地指導体制の改善、教育実習地域連絡協議会の実施等により、その改善充実を図ることとしてしております。

幼児教育の普及充実につきましては、特に私立幼稚園児の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励費補助について、保育料等の減額免除の限度額を引き上げることとしたほか、引き続き幼稚園の増設に対応する施設整備の促進を図ることとしております。

特殊教育の振興につきましては、義務制となった養護学校教育の一層の充実を図るため、重度、重複障害児のための介助職員等の措置を講ずることとしたほか、心身障害児の適正就学を推進するため、就学指導の手引の作成等を行うこととしてしております。

次に、学校給食の整備充実につきましては、米飯給食の導入を一層推進するため、米飯給食関係の施設、設備の整備を拡充することとしてしております。

また、児童、生徒等の健康の保持増進に資することとするため、日本学校安全会と日本学校給食会とを統合して、新たに日本学校健康会（仮称）を設立することとしております。さらに、学校保健の改善充実につきましては、日本学校保健会が行う養護教諭実技講習事業及び学校保健活動推進地区事業について新たに補助することとしてしております。

次に、公立文教施設の整備につきましては、校舎等建物の新・増・改築事業について、必要な事業量の確保と補助単価の引き上げを図るとともに、改築補助対象基準の緩和措置の継続、小・中学校小規模校の屋内運動場の補助基準面積の改善及び児童、生徒急増市町村指定有効年限の延長を行う等、公立小・中学校等の施設整備の促進を図ることとし、これらに要する経費として、五千七百十二億七千万円を計上いたしております。

以上のほか、義務教育教科書の無償給与に要する経費について、教科書購入単価の改定分を含む所要の経費を計上したのを初め、要保護及び準要保護児童、生徒援助の強化、同和教育の振興、定時制及び通信教育の振興、理科教育及び産業教育の充実、英語教育の振興等、各般の施策につきましても、所要の経費を計上いたしております。

第二は、高等教育の改革整備に関する経費であります。

まず、多年調査準備を進めてまいりました放送大学につきましては、その設置主体となる特殊法人放送大学学園を設立し、広く国・公・私立大学との連携協力のもとに、放送を効果的に活用した大学教育の実施を推進することとしてしております。

次に、国立大学の整備充実に関しましては、まず、今後振興が期待される体育・スポーツ・レクリエーションの分野の指導者の養成を主眼とする新しい体育大学を鹿児島県鹿屋市に創設するため、その創設準備を行うほか、北海道大学に医療技術短期大学部を創設するとともに、鹿児島大学歯学部附属病院の創設を初め新設医科大学の整備を進め、既設附属病院についても救急部の新設等その充実を図ることとしてしております。

また、筑波大学、長岡、豊橋の両技術科学大学及び図書館情報大学について所要の整備を行うとともに、新潟大学、金沢大学及び岡山大学の各法文学部の改組を初め、地方における国立大学を中心に学部、学科の整備充実等を図ることとし、大学学部及び短期大学の学生入学定員を一千六百七

十五人増員することとしてしております。

大学院の拡充整備につきましては、浜松、宮崎の両医科大学に新たに大学院を設置するほか、研究科、専攻の新設等により一千百三十三人の入学定員増を行うこととしてしております。

国立学校の授業料につきましては、諸般の情勢を総合的に勘案し、育英奨学事業の拡充措置等と一体化した配慮のもとに、昭和五十五年度にこれを改定することとしております。

次に、公立大学の助成につきましては、医科大学、看護大学等の経常費補助等について、引き続き充実を図ることとしてしております。

次に、育英奨学事業につきましては、日本育英会の学貸貸与について、国・公立学校の貸与月額を増額するとともに、新たに専修学校生徒に対する奨学金の貸与制度を創設することとし、これらに必要な経費として政府貸付金を七百七十三億円計上し、返還金等と合わせて、九百二十五億円の学貸貸与事業を行うこととしてしております。

また、私立大学の奨学事業に対する資金援助につきましては、学校法人に対する資金の融資対象に新たに私立短期大学を加えるとともに、学生一人当たり融資限度額を引き上げる等その改善充実を図ることとしてしております。

次に、大学入学者選抜方法の改善につきましては、共通第一次学力試験を取り入れた新しい大学入学者選抜方法を円滑に実施していくため、引き続き大学入試センターの整備等を行うこととしてしております。

第三は、学術の振興に関する経費であります。まず、重要基礎研究の推進につきましては、最近におけるエネルギー問題の緊急性、重要性にかんがみ、核融合等エネルギー関連科学の推進を図るほか、宇宙、地球環境の解明、生命現象の究明など、特定領域における研究を引き続き推進するとともに、地震、火山噴火予知研究についても、一層の充実を図ることとしてしております。

また、学術研究の基盤を強化するため、研究所等の整備を行うとともに、独創的、先駆的研究を

推進するための科学研究費については、エネルギー特別研究を新設するなどにより、総額三百二十五億円を計上いたしております。

さらに、研究者交流事業及び発展途上国との学術交流事業の充実を図るため、所要の経費を日本学術振興会に計上いたしております。

第四は、私学助成の拡充に関する経費であります。

まず、私立の大学等に対する経常費補助につきましては、補助単価の引き上げ等によりその充実を図り、昭和五十四年度に対して二百五十億円増の二千六百五億円を計上いたしております。

また、私立の高等学校から幼稚園までの経常費助成を行う都道府県に対する補助につきましては、補助単価の引き上げ等によりその充実を図ることとし、昭和五十四年度に対して百億円増の七百億円を計上いたしております。

日本私学振興財団の貸付事業につきましては、政府出資金二十億円を計上するとともに、財政投融資資金からの借入金六十億円を計上し、自己調達資金と合わせて、昭和五十四年度当初計画に比べ、五十六億円増の八百五十三億円の貸付額を予定いたしております。

また、専修学校につきましては、さきに述べましたように専修学校生徒に対する日本育英会の奨学金貸与制度を創設することとしたほか、教員の研修事業等に対する補助の充実及び専修学校に対する日本私学振興財団の貸付事業の拡大等を行い、専修学校教育の一層の振興を図ることとしてしております。

私立学校教職員共済組合に対する補助につきましては、長期給付の改善を図るため、補助の拡大を行うこととしております。

第五は、社会教育の振興に関する経費であります。まず、公立の社会教育施設の整備につきましては、公民館の館数増と単価の引き上げを行うほか、その他各種の社会教育施設についても補助金額の増額を図ることとし、これらの施策に要する

経費として百六十七億円を計上いたしております。

また、社会教育活動のかねめとなる社会教育指導者の養成、確保につきましては、派遣社会教育主事給与費の補助を行うとともに、社会教育指導員の増員を行い、指導者層の充実を図ることとしております。

次に、国立の社会教育施設の整備につきまして、まず、国立婦人教育会館に係る組織の充実及び国際交流事業の拡充を図ることとしていたしております。また、計画的な設置を進めております国立少年自然の家につきましては、北海道日高町に設置するため準備を進めることとしたほか、引き続き所要の施設費、創設調査等の経費を計上いたしております。

現在特殊法人として運営いたしておりますオリンピック記念青少年総合センターにつきましては、関係法案の御審議をお願い申し上げておりますところであり、文部省直轄の社会教育施設として所要の経費を計上いたしております。

第六は、体育・スポーツの振興に関する経費であります。

国民の体力つくりとスポーツの普及振興につきましては、まず、広く体育・スポーツ施設の整備を進めるため、社会体育施設、学校体育施設について従来からの施策の拡充を図るほか、新たに日常簡易なスポーツに親しめるよう身近な運動広場の整備を進めることとし、これらに要する経費として、二百五億円を計上いたしております。

また、学校体育につきましては、格技等の指導者の資質向上、人材の確保など、その充実強化に努め、学校体育実技指導協力者の派遣事業に対する補助等の拡充を図ることとしたほか、学校体育大会の補助についても一層の充実を図ることとしております。

さらに、体力つくり推進校を初め、家庭、学校、地域における基礎体力つくり推進事業の充実を図り、たくましい青少年の育成と、明るく活力ある地域社会の形成に資することとしたとしております。

以上。

以上のほか、日本体育協会の行う選手強化事業及びスポーツ指導者在外研修事業等への補助を充実するとともに、国民体育大会の助成等各般の施策につきましても、所要の経費を計上いたしております。

第七は、芸術文化の振興と文化財保護の充実に関する経費であります。

まず、地域社会における文化の振興につきましては、これも芸術劇場等において、新たに離島、僻地公演を実施し、芸術鑑賞の機会が特に少ない地域における文化の普及を図るほか、各般の施策について引き続き所要の経費を計上してその促進を図ることとしていたしております。

芸術文化創造の援助等につきましても、芸術関係団体補助、芸術家研修、芸術祭について引き続き所要の経費を計上いたしたほか、美しく豊かな言葉の普及を図ることとしていたしております。

次に、文化財保護の充実につきましては、国民の貴重な文化遺産の保存、活用を図るため、国宝、重要文化財等の修理、管理、防災等の充実及び史跡、埋蔵文化財等の整備、公有化の促進を図ることとし、また、伝統芸能等の保存伝承の充実を図るほか、歴史民俗資料館等の施設の整備を進めることとしていたしております。

また、文化施設の整備につきましては、地域社会における文化振興の拠点となる地方文化会館の補助対象館数の増を図ることとし、国立文化施設の整備につきましても、引き続き国立歴史民俗博物館（仮称）、国立能楽堂（仮称）の建設工事を進めるとともに、新たに国立文楽劇場（仮称）について建設工事に着手することとし、第二国立劇場（仮称）についても、設計競技に着手するほか、用地購入に要する経費の一部を計上し、その設立準備を積極的に推進することとしていたしております。

第八は、教育、学術、文化の国際交流の推進に関する経費であります。

まず、アジア諸国等の人づくりに積極的に協力

することとし、教員研修留学制度の創設等による国費留学生の大幅な増加、留学生宿舍の増設等により留学生事業の充実を図るとともに、ユネスコを中心とするアジア地域教育開発計画事業等を充実することとしていたしております。なお、インドシナ難民の定住を促進するための施策の一環として、日本語教育を行うため所要の経費を計上いたしております。

さらに、学術の国際協力を強化するため、日米科学技術協力事業及び南極地域観測事業等の充実を図ることとしていたしております。また、海外子女教育の推進につきましては、在外教育施設への派遣教員の定数改善、帰国子女受け入れ学級の増加等を行うこととしていたしております。

以上、昭和五十五年度の文部省所管の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（大島友治君） この際、お諮りいたします。お手元に配布してあります昭和五十五年度文部省所管予算概要補足説明につきましても、説明を省略し、これを本日の会議録の末尾に掲載することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長（大島友治君） 御異議ないと認め、さよう取り計らいたいと存じます。

以上をもちまして文部行政の基本施策及び昭和五十五年度文部省関係予算についての説明聴取を終わります。

なお、本件に対する質疑は後日に行いたいと存じます。

○委員長（大島友治君） 次に、派遣委員の報告に関する件についてお諮りいたします。

先般、当委員会が行いました教育、学術及び文化財の保護に関する実情調査のための委員派遣について、委員長の手元に報告書が提出されておりますので、これを本日の会議録の末尾に掲載することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長（大島友治君） 御異議ないと認め、さよう取り計らいたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十四分散会

【参照】

昭和五十五年度 文部省所管予算概要補足説明

昭和五十五年度文部省所管予算について、お手もとにお配りしております「昭和五十五年度予算（案）主要事項別表」により、補足して御説明申し上げます。

まず、事項別表のページに、昭和五十五年度予算の総額を表にして掲げておきました。

すなわち、一般会計予算額は、四兆二千六百六十八億三千八百万円、本年度の当初予算額に比べ二千三百一億百万円の増額であり、その増加率は、五・七パーセントとなっております。また、国立学校特別会計予算額は、一兆二千九百五十八億八千四百万円、本年度の当初予算額に比べ七百二十八億円の増額であり、その増加率は、六・〇パーセントとなっております。

一般会計予算額と国立学校特別会計予算額との合計額から一般会計より国立学校特別会計への繰入れ額を控除した文部省所管予算額の純額は、四兆六千四百四十億二千三百万円であり、本年度当初予算額に比べ二千七百五億二千百万円の増額であり、その増加率は、六・二パーセントとなっております。

このほか、総理府所管予算に二百二十五億八千五百万円の沖縄関係の文教関係費が計上されており、これを含めると、昭和五十五年度の文教関係予算の総額は、四兆六千二百六十六億八百万円となっております。

なお、一ページには、財政投融资計画の表も掲

けておりますが、昭和五十五年度の財政投融資計画のうち文部省に係るものは、日本私学振興財団関係六百十億円と国立学校施設整備関係四百六十九億円の合計千七百九十九億円であり、

続いて、ページを追って主要な事項について御説明申し上げます。

第一は、三ページから始まる「初等中等教育の充実」に関する経費についてであります。

まず、「一、義務教育諸学校教職員の定数改善等」では、給与費等について二兆二億五千三百

万円、教材費について百八十二億三千九百万円の合計二兆二百八十四億九千二百万円を計上いたし

ております。このうち給与費等については、義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の改善につ

いて昭和五十五年度を初年度とする第五次改善十

二年計画を充足させることとし、この計画の初年度分と、いわゆる自然増とを合わせて一万一千

八百二十六人の増員に要する経費を計上いたしたところであります。

次に、四ページの「二、教員の現職教育の充実等」では、教育研究グループ補助を拡充するほか、教育研究団体補助、新規採用教員等研修事業補助、免許外教科担任教員研修補助、都道府県教育研修センター設置費補助及び教員海外派遣に必要経費を計上いたしております。

次に、七ページの「三、教員養成の改善充実」では、新教育大学の創設準備等のほか、大学院研究科の新設、専攻科等の新設及び附属学校の整備充実を行うとともに、教育実習等の改善、教員資格認定試験の実施等を行うこととし、これらに要する経費を計上いたしております。

次に、十ページの「四、義務教育教科書の無償給与の推進」では、引き続き義務教育諸学校の教科書無償給与を推進するため、教科書購入単価の改訂を含め、四百八億七千三百万円を計上いたしております。

次に、十ページの「五、就学援助の強化及び同和教育の振興」では、要保護、準要保護児童生徒援助の充実として百九十九億三千六百万円を、へき

地教育の振興として六十三億四百万円を、同和教育の振興として九十三億六千六百万円を、それぞれ計上いたしております。

次に、十八ページの「六、幼稚園教育の普及充実」では、とくに私立幼稚園園児の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励費補助について保育料等の減額免除の限度額を引き上げることにし、百三十七億円を計上したほか、幼稚園施設整備費補助として百八億五千九百万円を計上いたしております。

次に、二十ページの「七、特殊教育の振興」では、心身障害児通正就学の充実、心身障害児の理解認識の推進、特殊教育補助員設置費補助、特殊教育就学奨励費補助、私立特殊教育費補助、特殊教育校建物の整備、特殊教育設備の整備等について、二百五十九億二千二百万円を計上いたしております。

次に、二十三ページの「八、定時制及び通信教育の振興」では、定時制教育修学奨励費補助の充実をはじめ、定時制・通信制高等学校教育の充実のため、所要の経費を計上いたしております。

次に、二十七ページの「九、理科教育及び産業教育の充実」では、理科教育設備費、産業教育施設設備費等の補助を中心に理科教育及び産業教育の充実を図ることとし、所要の経費を計上いたしております。

次に、三十一ページの「十、英語教育の振興」では、中学校英語教育機器整備費及び高等学校教育近代化設備整備費の充実、英語教育担当教員の資質向上等を図ることとし、所要の経費を計上いたしております。

次に、三十三ページの「十一、学校保健・学校給食・学校安全等の充実」では、まず、日本学校安全会と日本学校給食会とを統合して、新たに日本学校健康会（仮称）を設立することとするにと

もに、学校保健の充実、公害対策等を進めることとし、所要の経費を計上いたしております。また、学校給食については、米飯給食の普及推進を中心

に、豊かで魅力ある学校給食を目指して各般の施策を講ずることとしております。

次に、三十七ページの「十二、公立文教施設整備」では、本年度当初予算額に比べ百七十五億七百万円増の五千七百七十二億七千万円を計上いたしております。その内容としては、必要な事業量の確保及び補助単価の引き上げを行うとともに、

改築補助対象基準の緩和措置の継続、小・中学校小規模校の屋内運動場の補助基準面積の改善、児童・生徒急増市町村指定有効年限の延長等を行うこととしております。

第二は、四十ページから始まる「高等教育の改革整備」に関する経費についてであります。

まず、「一、放送大学学園の設立等」では、多年調査準備を進めてきた放送大学について、その設置主体となる特殊法人「放送大学学園」を設立する等のため必要な経費を計上いたしております。

次に、同ページの「二、国立大学の整備充実」では、まず、新教育大学及び新体育大学の創設準備等を行うとともに、大学院の拡充整備、新潟大学、金沢大学及び岡山大学の三大学における法文学部の改組をはじめとする学部・学科等の整備、

附属病院の充実、北海道大学医療技術短期大学部の創設をはじめとする短期大学の整備充実、高等専門学校等の整備充実等を進めることとしております。

また、大学入学者選抜方法の改善に関し、大学入試センターの整備、共通第一次学力試験の実施等について、所要の経費を計上いたしております。

さらに、国立学校施設の整備については、新設大学等施設、研究学園都市施設、既設学路等施設など、千九百九十億五百万円を計上いたしております。

次に、四十八ページの「三、公立大学等に対する助成」では、公立医科大学等補助及び公立大学設備整備費等補助について、引き続き所要の経費を計上いたしております。

次に、五十ページの「四、学生の厚生補導の充実」では、厚生補導経費、保健管理経費等につ

て充実を図ることとしております。

次に、同ページの「五、育英奨学事業の拡充」では、日本育英会の学資貸与について、国公立学校の貸与月額を増額するとともに、新たに専修学校生徒に対する奨学金貸与制度を創設することとし、これらを含め、政府貸付金として七百七十二億九千八百万円を計上いたしております。また、

私立大学奨学事業援助については、学校法人に対する資金の融資対象に私立短期大学を加えること、融資限度額の区分に新たに奨学系を設定すること、学生一人当たり融資限度額の引き上げを行うこと等の改善を図ることとしております。

第三は、五十三ページから始まる「学術の振興」に関する経費についてであります。

まず、「一、重要基礎研究の推進」では、核融合等エネルギー問題の緊急性、重要性にかんがみ、科学研究費補助金によるエネルギー関連研究の推進、国立大学におけるエネルギー関連研究の推進、人材の養成、国際協力事業の推進等の施策を講ずるほか、宇宙・地球環境の解明、生命現象の究明等についても、これを推進することとし三百九十八億九千六百万円を計上いたしております。

次に、五十六ページの「二、科学研究費の拡充」では、エネルギー特別研究を新設することにより科学研究費補助金の拡充を図ることとし、そのため三百二十五億円を計上いたしております。

次に、五十七ページの「三、特殊法人日本学術振興会の事業の拡充」では、研究者交流事業、発展途上国との学術交流事業等の充実を図ることとし、所要の経費を計上いたしております。

第四は、五十八ページから始まる「私学助成の拡充」に関する経費についてであります。

まず、「一、私立大学等の経費補助の拡充」では、積算率の改善、給与費及び物件費についての補助単価の改訂等を行うこととし、本年度当初予算額に比べ二百五十億円増の二千六百五億五百万円を計上いたしております。

次に、五十九ページの「二、私立高等学校等の経費補助の拡充」では、私立の高等学校から幼

稚園までの経費補助成を行う都道府県に対する補助について、補助単価の改訂及び過疎県の私立高等学校に対する特別補助、高等学校（広域通信制課程）運営費補助、特殊教育費補助等の充実を行うこととし、本年度当初予算額に比べて百億円増の七百億円を計上いたしております。

次に、六十三ページの「三、私立高等学校の新増設建物の整備」では、面積増及び単価増を図ることとし、所要の経費を計上いたしております。

次に、同ページの「四、私立大学研究設備の充実」では、とくに研究設備整備費の充実を行うこととし、二十億六千万円を計上いたしております。

次に、同ページの「五、専修学校の振興」では、前述のごとく、専修学校生徒に対する日本育英会の奨学金貸与制度を創設するとともに、専修学校教員研修事業費補助等の充実を行うこととし、これらに必要な経費を計上いたしております。

次に、六十四ページの「六、日本私学振興財団貸付事業の拡充」では、一般施設費、経営費等に係る貸付条件等の改善を図るとともに、財政投融資資金からの借入金六十億円、政府出資金二十億円、自己調達資金二百二十三億円を合わせて、合計八百五十三億円の貸付額を予定いたしております。

次に六十六ページの「七、私立学校教員研修費等補助の拡充」では、日本私学教育研究所研究事業費等補助の充実を行うこととし、所要の経費を計上いたしております。

次に、同ページの「八、私立学校教職員共済組合国庫補助の拡充」では、長期給付の改善を図るため、補助の充実を図ることとし、五十一億二千万円を計上いたしております。

第五は、六十七ページから始まる「社会教育の振興」に関する経費についてであります。

まず、「一、公立社会教育施設の整備」では、補助単価の引き上げを行うほか、公民館の補助館数の増等を行うこととし、百六十六億九千九百九十九万円を計上いたしております。

次に、六十九ページの「二、社会教育指導者の養成・充実」では、社会教育主事給与費補助を行うとともに、社会教育指導員を二百人増員することとし、これらに必要な経費を計上いたしております。

次に、同ページの「三、生涯教育事業の充実」では、国民の多様な学習要請に応えて生涯教育事業を促進するため所要の経費を計上いたしております。

次に、七十一ページの「四、社会通信教育の振興」では、文部省認定社会通信教育を振興するために必要な経費を計上いたしております。

次に、同ページの「五、視聴覚教育の振興」では、教育ラジオ・テレビ放送委託、教材映画等の充実等について、引き続き所要の経費を計上いたしております。

次に、七十二ページの「六、民間社会教育活動振興費補助」では、民間の社会教育事業の振興発展を図るため、全国的規模の社会教育関係団体が行う事業に対して補助することとし、所要の経費を計上いたしております。

次に、同ページの「七、国立社会教育施設の整備等」では、国立少年自然の家、国立青年の家、国立科学博物館、国立社会教育研究所及び国立婦人教育会館について所要の経費を計上したほか、国際児童年記念青少年野外活動施設に関する調査に要する経費を計上いたしております。また、現在特殊法人として運営いたしておりますオリエンティック記念青少年総合センターについては、文部省直轄の社会教育施設として所要の経費を計上いたしております。

第六は、七十四ページから始まる「体育・スポーツの振興」に関する経費についてであります。

「一、基礎体力づくりとスポーツの普及振興」では、まず、社会体育施設、学校体育施設についてその充実を図るとともに、新たに身近な運動広場の整備を進めることとし、これらに要する経費として二百五億九千万円を計上いたしております。また、体育・スポーツ指導者の養成、家庭・学

校・地域における基礎体力づくりの普及推進、国民体育大会等補助、体育関係団体等補助等の充実を行うこととし、これらに要する経費を計上いたしております。

次に、八十一ページの「二、国際競技力の向上」では、選手強化事業等、スポーツ指導者在外研修及び国際交流事業を充実することとし、所要の経費を計上いたしております。

次に、八十二ページの「三、学校体育の充実」では、格技指導推進校の設置、学校体育実技認定講習会の開催等により学校体育指導の充実強化を図るとともに、学校体育大会の充実を図ることとし、これらに要する経費を計上いたしております。

第七は、八十三ページから始まる「芸術文化の振興と文化財保護の充実」に関する経費についてであります。

まず、「一、地域社会における文化の振興」では、県高校芸術文化祭等補助を拡充するとともに、こども芸術劇場及び青少年芸術劇場において離島・へき地公演を新たに実施するなど芸術鑑賞機会の充実を図ることとし、これらに要する経費を計上いたしております。

次に、八十四ページの「二、芸術文化創造の援助等」では、創作活動奨励のため、芸術関係団体補助、芸術家研修及び芸術祭について、引き続き所要の経費を計上するとともに、美しく豊かな言葉の普及を図ることとして計上しております。

次に、八十六ページの「三、伝統文化の継承と保存」では、まず、国宝・重要文化財等について、修理・管理・防災等を通じた保存活動を強化するほか、史跡・埋蔵文化財等について、整備・公有化等の事業を進め、また、伝統芸能等の伝承事業及び天然記念物食害対策についてもこれを充実することとし、これらに要する経費として、二百五億七千四百万円を計上いたしております。

次に、八十八ページの「四、文化施設の整備等」では、まず、文化会館、歴史民俗資料館等の補助対象館数の増等により、地方文化施設等の整備を

拡充することとし、三十億七千九百九十九万円を計上いたしております。また、国立文化施設の整備については、国立歴史民俗博物館（仮称）、国立能楽堂（仮称）の施設整備を引き続き進めるとともに、国立文楽劇場（仮称）の実施設計等及び施設整備、第二国立劇場（仮称）の設立準備、建築設計競技及び土地の一部購入等を行うこととし、総額で五十三億九千九百九十九万円を計上いたしております。

第八は、九十一ページから始まる「教育、学術、文化の国際協力の推進」に関する経費についてであります。

「一、教育交流の推進」では、まず、発展途上国の「人づくり」へ協力することとし、教員研修留学制度の創設をはじめとする留学生事業の拡大を図るとともに、ユネスコを通じた教育協力等についても、アジア地域教育開発計画その他による協力を推進することとし、六十一億六千万円を計上いたしております。また、その他の教育交流事業についても、学生の国際交流の推進、日米教育交流計画分担金の計上等を通じ、その充実を図ることとして計上しております。なお、インドシナ難民の定住を促進するための施策の一環として、インドシナ難民に対する日本語教育を行うために必要な経費を計上いたしております。

次に、九十四ページの「二、学術交流の推進」では、日本学術振興会が行う交流事業の充実を図るのをはじめ、国際共同研究事業、国際研究集会への派遣、日米科学技術協力事業及び国際連合大学への協力を進めることとし、これらに要する経費を計上いたしております。

次に、九十五ページの「三、海外子女教育の推進」では、在外教育施設派遣教員制度の充実等について、派遣教員の定数改善、海外子女教育活動の助成の充実等の施策を講ずるほか、帰国子女受入体制の整備について、国立学校帰国子女教育学級の増設等を行うこととし、これらに要する経費を計上いたしております。

次に、九十七ページの「四、芸術・スポーツ交流の推進」では、芸術家在外研修、スポーツ指導

者在外研修等により芸術・スポーツ交流を進めることとし、これらに要する経費を計上いたしております。

最後に、九十九ページからの総理府に一括計上されております沖縄関係の文教関係費についてであります。この経費は、沖縄県における教育の振興を図るための施設の整備に必要な経費であり、本年度当初予算額に比べ五億五千八百万円増の二百二十五億八千五百万円が計上されております。

以上で、補足説明を終わります。

参議院文教委員会委員派遣報告

一、派遣目的

教育、学術及び文化財の保護に関する実情調査

二、派遣委員

参議院文教委員会 委員長 大島 友治
同 理事 高橋 晋富
同 理事 勝又 武一
同 委員 白木義一郎

三、派遣地

静岡県及び愛知県

四、派遣期間

昭和五十五年一月十六日(水)～十八日(金)

五、視察箇所

一月十六日 静岡県庁
静岡県立静岡高等学校
静岡大学
一月十七日 学校法人聖光学院中・高等学校
久能山東照宮
静岡県立北養護学校
一月十八日 分子科学研究所
生物科学総合研究機構
豊橋技術科学大学

六、調査の概要

〔静岡県関係〕

(一) 静岡県の県勢、教育事情及び要望事項
県知事、教育長等から、次のような説明及び要

望が行われた。

1、静岡県の県勢

土地面積は、七、三二四平方メートル日本総面積の一、九％を占め、一三番目の広さである(五二、一〇、一現在)。

人口は、三、四二〇、一六七人で日本総人口の三・〇％を占め、全国の一〇番目であり、人口密度は一万平方メートル当たり四四〇人、世帯数は九六五、二五二世帯である(五四、一一、一現在)。

一人当たり県民所得は、一、二八五、六〇三円で全国平均の一、三二二、七五一円をやや下回り、全国的には一〇番目の高さである(五一年度)。

財政力指数は、〇、七四二三四で全国の総平均〇、四六五七に比べてはるかに高く、全国で五番目の財政力を有している(五二年度)。

なおこれにひきかえ、一人当たり行政投資額は、一、一三、四一三円で全国平均の一五五、七四〇円に比べてはるかに低く、全国最低となっている(五一年度)。

2、静岡県の教育行政の概況

教育委員会事務局機構については、昭和五三年度に総点検を行い、五四年から現在の新機構が発足した。企画調整課及び行政課が設けられており、教職員課が置かれていないことなどに特色が見られる。

次に、昭和五四年年度の教育関係予算額は一六九、六一一、一五三千万円で、県予算額五五七、七五〇、〇〇〇千円の三〇・四％を占めている。

なお、県知事から、昭和四九年に知事に就任以来、今日の経済低成長を予測し、定員増の抑制、県単独事業のカット、ゼロベース予算の実現、高校建設用地確保資金の県費負担化等に努めることにより、高校及び特殊諸学校の建設や不燃化等を実現してきたとの説明があった。

3、学校の設置及び普及の状況

学校数(国・公・私立の本校及び分校の数)は、幼稚園五二五園、小学校五三六校、中学校二八一校、高等学校一三六校、盲・聾・養護学校二〇校、大学六校、短大一〇校(部)、高等専門学校一

校、専修学校六一校及び各種学校二八三校である(五四年年度)。

五歳児の幼稚園就園率は七三・六％であり、保育所に通っている幼児を含めると、そのほとんどが就学前教育を受けている。全国平均の六四・一％よりはるかに高い水準にある(五三年度)。

高校進学率は九三・四％で、全国平均(九四・〇％)よりやや低く、全国的順位は三〇位である(五四年三月卒)。将来は九六％程度を予測している。

高校卒業者の大学等への進学率は三二・二％で、全国平均(三二・〇％)をやや上回り、全国的順位は第二四位である(五四年三月卒)。

特殊教育諸学校への措置率は約七五％である(五四年年度)。

私立学校の占めている地位については、高等学校において生徒数の三二・二％であり、ほぼ望ましい姿と考えられている。幼稚園においては六〇・八％が私立の園児である。うち三分の二が学校法人立で、学校法人立が占める割合が極めて高い(五四年年度)。

4、教育行政の基本方針及び重点施策(昭和五四年年度)

教育行政の基本方針としては、①地域学習を推進すること、②親の学習の場を充実すること、③学校にあっては生涯にわたる学習意欲を育てるとともに心身の健全な育成に努めること、④地域社会にあっては芸術・伝統的文化を理解し、新しいコミュニティづくりに積極的に参加するように努めることの四点を上げている。

この基本方針に基づいて重点施策(学校教育関係・二〇項、家庭・社会教育関係・一三項目、文化・芸術関係・五項)が策定されているが、説明のあった事項、特色のある事項についてのみ簡単に報告することとする。

(1) 学校教育関係

① 高校生が大自然の中で自己をみつめ、集団生活の規律や連帯感を養い自己鍛錬を図るための高校生集団宿泊訓練施設(仮称、高校生山の村)の策定をする。(昭和五六年年度に開設予定である。)

② 高校に地震予知観測学習モデル校(八校)及び災害救急処置実践モデル校(一〇校)を委嘱する。

③ 有事の際の指導力を培うため、高校理科教育研修会及び地震防災応急対策研修を実施する。

④ 高校の整備を一層進めるとともに、高校整備改善協議会を引き続き開催して高校新増設後期計画(五六～六〇年度)を策定するとともに、新しい高校像について研究・協議する。

⑤ 養護学校等の整備充実を努めるほか、心身障害児への理解を深めるための交流提携校の指定・研究を推進する。

(2) 家庭・社会教育関係

① 生涯にわたる学習に関する基本的施策の樹立と教育諸事業の組織化を図るため、静岡県地域学習本部を設ける。

② 地域学習活動を推進するため、県地域学習人材銀行の活用を促進する。また、県民の健康づくりのため、トリム指導者銀行の充実を努めるとともに、高齢者のゲートボールの普及を進める。

③ 郷土愛を育てるため、郷土の発展に尽した人々の発掘調査を行う。

④ 勤労青年海外派遣(三五名)、県青年の船(五〇〇人)を継続実施するとともに、家庭婦人海外派遣事業(二〇日間、二〇人、市町村単位)の計画を検討する。

⑤ 家庭教育を充実するため、新たにしつけ学級(四〇学級)を進めるとともに、家庭教育しつけ推進モデル地区の充実強化を図る。

⑥ ファミリーキャンプ(七会場)の拡充を図る。

⑦ 高校生の社会参加活動事業(研究指定校一〇校)の拡充を図るとともに、富士山クリーン

作戦に高校生を参加させる。

(3) 文化・芸術関係

①県立美術博物館を建設するため、建設基金制度(四二億円を予算化)を設ける。

5、文教施策に関する国に対する要望事項

(1) 地震対策としての公立文教施設整備の促進について

東海地域に予測される大規模地震の防災対策のため、文教施設の整備が急務である。しかし、本県における公立諸学校の不燃化率は、昭和五十四年四月一日現在小・中学校八五・四%、高校・特殊諸学校九六・二%であり、全国平均に比べるとはるかに高いが、未だ一・三%、五一万平方メートルの木造施設を保有し、さらに非木造施設においても五%が改築を、二〇%が補強を要する状況にある。これらに要する事業費総額は、一、一五〇億円という巨額にのぼる見込みである。したがって、国において次のような財政上の特別措置を図られたいとの極めて強い要望が行われた。

① 補助率を現行の三分の一から三分の二に引き上げること。

② 非木造建物の解体費及び補強費を補助対象に加えること。

なお、危険建物改築補助基準の緩和措置(四、五〇〇点→五、五〇〇点)の継続についても要望があった。

(2) 公立高校新増設建物整備事業について

本県においても、高校生徒の増加が昭和六四年度まで続く状況(ピークの六四年度には進学者が現在より一四、四九六人増)であり、引き続き高校の新増設を進める必要(五六年度から六〇年度までに九校新設予定)がある。したがって、五五年度までの臨時措置として設けられた高校新増設建物整備補助制度を継続するとともに、用地取得に対する補助制度を確立されたいとの要望が行われた。

(3) 産業教育振興施設・設備予算の増額について

本県の高校産業教育実験・実習施設・設備の充足率は、基準に対して施設四二・三%、設備三七・一%と低く、加えて更新を必要とするものが増加している。さらに新学習指導要領への移行に伴い実験・実習の一層の充実を図る必要がある。現行基準を達成するためには一三四億円を要するが、本県に対する昭和五十四年度補助額は一億三千万円余に過ぎない。したがって、関係予算の増額と国庫負担率の引き上げを行わねばならないとの要望があった。

(4) 派遣社会教育主事の確保充実について

本制度に対する市町村からの要望は非常に強いので、今後補助率二分の一による本事業を存続させたいとの要望があった。

(5) 埋蔵文化財の保護体制の整備について

最近の発掘調査は大型化・長期化する傾向にあり、専門職員と調査費用の不足が文化遺産の保護と開発事業との調整を困難にさせ、地方公共団体は人的・財政的にも負担が増大し、一般の行政に大きな影響を及ぼすに至っている。(五三年度発掘調査案件数八四件、専門調査員数 県・八名、市町村四二名、設置市町村一五、未設置市町村六〇)

したがって、市町村における埋蔵文化財専門職員設置の法制化とそのための国庫負担制度の創設を図られたいとのことであった。

(6) 私学振興関係においては、私立高校等の經常補助の拡充、私立高校新増設建物費の補助対象の拡大、専修学校に対する国の助成制度の確立等について要望が行われた。

なお、県知事から、次のような意見が述べられた。

県立静岡女子大学の運営について、婦人の学習意欲に応えるため大学を社会に開くなど地域の実情に応じた運営や人材の確保が必要であると考えているが、設置者が大学の運営について口を出せないのはおかしい。また設置基準等についても、国立大学と同様に考えるのは適当でないとのことであった。

(一) 静岡県立静岡高等学校

本校は、明治一一年に開設され、戦前静岡中学校と称していたもので、百年の歴史を有する県内屈指の名門校である。

全日制課程及び定時制課程を設置しており、全日制課程は普通科のみで、その職員数六七人(常勤六六人)、生徒数一、一五四人(うち女子生徒二六五人)である。定時制課程には、普通科及び衛生看護科が設けられており、その職員数二五人(常勤一六人)、生徒数二三四人(うち女子生徒一七二人)である。

まず全日制課程について述べると、全生徒が大学進学を希望しており、非行等指導上問題となる状況は少ないとのことである。

本校の教育方針としては、幅広い教育課程を実施して片寄らない指導に努力している。また、体育に力を入れているので、県下のスポーツテストにおいても、最近数年間連続して優秀校として表彰されている。特にロングホームルームタイム(L・H・R)を重視し、毎週水曜日一三時三十分から一四時二五分まで全学級で極めて多様な内容について実施されている。その適正な運営を確保するため、毎週月曜日の昼休みにL・H・R運営委員会(教師二五名、生徒四八五〇名)を開いてL・H・Rタイムの計画の検討、批評、指導等が行われている。

視察団が本校を訪れた日が多また水曜日であったので、その実情を視察することができた。百人一首、静岡市探訪の報告、救急法、修学旅行の事前調査、共通学力試験結果の自己採点、各種球技等様々な内容について、生徒の自発的活動を主体として明るくかつ活発に行われていることの一端を興味深く見ることができた。

なお、本校では長い間、授業の単位時間について七五五分制(一・五単位)を採用している点が注目された。

次に定時制課程について述べると、本校においても、在籍者が二三四人と定員の四八〇人を大きく下回っており、生徒数が年々減少する悩みをかかえている。

衛生看護科は、定時制高校技能連携の趣旨に基づき、昭和五十四年度に設置された。入学資格は、本校と静岡市医師会附属看護婦学校(本校と技能連携を認められた施設)と両方の入学選抜に合格した者である。本科の生徒については、学校の二重負担を軽減するため、看護婦資格取得までの二年間に、看護婦学校で取得する専門教科としての看護関係三九単位を本科の単位として認め、出校日を軽減する措置をとっている。本科においては、入学定員の確保はできるが、相当数の中途退学者がでている。

なお、生徒全員を対象に週六回完全給食が実施されている。

(二) 学校法人静岡聖光学院中・高等学校

本学院は、ローマに本部を置くキリスト教教育修士会(カンリツク系、カナダ管区)によって設立され、昭和四十四年度に開校したものである。静岡市郊外高台の大変環境に恵まれた地にある。職員数八二人(はかに臨時パート一四人)、生徒数中学校四一二人・高校四二五人である。なお、高校からの入学は認めない。その理由としては、高校からでは本校の教育理念・方針が素直に受け入れられないと考えられているからである。生徒の出身地としては、静岡県内にとどまらず、一〇都府県から九五名の生徒が来ている。

本校の姉妹校としては、東京の国際聖マリア学園、横浜の聖光学院とさゆり幼稚園がある。なお生徒募集等については、設立時から女子教育に長い歴史を有する静岡雙葉学園の援助を受けているとのことである。

本校の教育の特色としては、①倫理教育、②大学進学をたてまえた一貫教育、③外国語教育、④理数教育、⑤カウンセリング教育がかかげられている。

教育課程の編成に当たっては、教養を全科目の基礎として重視し、片寄らない教育に努力している。したがって、全科目について最低点を決め、これを満たさない者は留年させている。

八

また学校はアカデミック・センター(学習の場)であることが強調され、幅広い子どもを育てるため、各人が好きなテーマを選んで論文を書く「研究レポート」の制度が採用され成果を上げていく。私達もその一部を見ることができたが、極めて多様なテーマについて意欲的な取り組みが行われている一端に接することができた。

理事長、校長等の説明を聞いたのち、校内を視察したが、主な説明と印象は次のとおりである。

- 1、通学できない者のため、学校に隣接して寮が設けられており、定員の約四分の一の二二〇名が入寮している。寮は、明るく清潔であったほか、単に便宜的な生活の場ではなく、人間性育成の場・学究的な場であるとの方針のもとに日課の作成等運営に配慮されていた。また教育的配慮から、四箇所寮に学年別に入寮させて運営されていたことが注目された。

- 2、カウンセリング教室を視察したが、生徒全員を対象に様々な心理テストを行い、各種のデータを集計・整理し、専門的分析に基づいて、個性を伸ばす個人面接指導等広く学習・教育に積極的に利用されていた。

- 3、外国語教育を重視し、立派なL教室が整備されており、二年の授業にすでに三年の教科書が利用されていた。

- 4、宗教教育については、本学院の建学の精神であるカトリック的世界観にのっとった倫理教育を重視するほか、生徒の自由参加を基本としたカトリック研究会が設けられており、約八割の生徒が入会している。

道徳教育の教科書だけは、横浜の聖光学院が作成した教科書が利用されている。

なお、カトリック信者の子弟は一割程度であり、カトリック的世界観については全生徒が理解するに至るが、信者になる生徒は一年一〇人程度とのことである。

- 5、図書室においては、生徒の希望により図書委員の生徒から、図書館の運営・利用状況等について、極めて礼儀正しく確りとした説明が行わ

れた。本校が設立後日が浅いにもかかわらず、高い評価をえつつある一端が感じられた。

静岡県立静岡北養護学校

本校は、昭和四十九年度に開校した精神薄弱児教育の養護学校である。本校のほか、二分教室(菊川、金谷)を設置するとともに訪問教育を実施している。児童・生徒数は、本校二五五人(小学部九人、中学部四五人、高等部七一人)、分教室八一人(小学部五一人、中学部三〇人)、訪問教育部三一人である。教職員数は、本校五三人、分教室一七人、訪問教育部九人、計七九人である。本校への通学は、スクールバス(二台)の利用者が二二一名、路線バス・国鉄等の利用者が九四名となっている。

本校においても、重度・重複化傾向をふまえて対処する必要があるが、教育上の特色としては、次の諸点が上げられた。

- 1、対話のある共感的理解に基づく教師と親との提携
- 2、ひとりひとりに応じた教育の推進
- 3、日常生活・社会生活の実践と結びついた遊び学習と認知指導(実践と研究)
- 4、勤労体験学習・社会自立をめざしての作業教育
- 5、社会適応・自己実現をめざしての小・中・高一貫の継続教育

なお、開校以来毎年自主研究発表会等を開催し、全国から多数の参加者(五十四年度の他校教師等の訪問者数約五〇〇人)をえて研究・実践に大きな成果を上げつつあるとのことである。

教育の成果については、次のような説明があった。

- 1、作業学習を柱とした高等部の教育(地域産業と提携しての校内・校外学習の重視)の教育効果が特にめざましい。これまでの高等部の卒業生(一、二、三生三五人)の進路状況は、就職(クリーニング、木工、紙製品等)三一一名、社会福祉施設等入所四名であり、本年度卒業予定者三〇名の進路は就職決定一八名・内定二

名、社会福祉施設等入所予定八名、未定一名、長欠(病欠)一名となっている。

- 2、親との提携等に努力の結果、保護者の信頼がえられ、地域社会からの理解も深まってきた。したがって、就学上の問題は生じていない。
- 3、児童・生徒の意欲・活力の増大と社会的自立に必要な知識・技能・態度の向上等の成果が上

がっている。

今後の課題としては、特殊教育に対する理解を深めることが最も重要である。そのためには、健常児との交流(現在は主にスポーツを通じての交流を実施)、ボランティア活動との提携、地域との交流等に一層取り組みが必要がある。その際、特に障害児が主体的・自主的に交流できるようにすることが大切で、そのための研究に取り組んでいるとのことである。

校長の説明を聴取したのち、校内を視察して、説明のあった点、感じた点について紹介することとする。

- 1、本校は、県立子ども病院及び国立療養所東病院と隣接して設置されているため、これら病院と頻繁に交流・提携を行うことができ、立条件に恵まれている。
- 2、現在建設中の体育館が完成すると、すべての施設の整備が終ることになる。食堂棟をはじめよく整備され、明るく清潔であった。特にプールが、単に泳ぐ場としてでなく、楽しく学べるように、大変広く、形態等についても工夫がされておられ、また脱衣場も完備していた。
- 3、珍しい施設としては、「家庭生活訓練室」が設けられていたことである。これは、和室四室・料理室・食堂・風呂等から成っており、実際の生活の中で身辺の処理能力を身につかせることをねらいとしたものである。すべての児童・生徒に一学期に一回、一〇人単位で一泊二日の生活訓練の場として利用されている。教師は大変であるが、大きな成果を上げつつあり、全国的にも注目されつつあるとのことである。
- 4、教師が作製した手作りの遊び具が多く見られ

た。

- 5、廊下の壁等に絵画等児童・生徒の作品が数多く展示されていたが、いずれも色彩豊かであったり、おもしろさがにじみでたり、ユニークですばらしい作品であり、明るく・楽しい教育環境が創造されていた。
- 6、高等部の生徒が、勤労体験学習・職業教育として「洗濯物干し」を流れ作業で作っていたが、大変熱心に取り組んでおり、明るく活気に満ちていた。足を鍛えるため、立ち作業(二時間程度)であることも注目された。
- 7、廊下で会う子ども達が皆明るく、今日は、のあいさつをし、その明るい眼・顔が印象的であった。

久能山東照宮

久能山は、日本平とともに太古に海底の隆起によってできたもので、長い年月の間に浸蝕作用等のため堅い部分のみ残り、現在のようにな高さ二七〇米の孤立した山となったものである。久能山は推古天皇の時(西紀六〇〇年頃)久能忠仁が始め山を開いて補陀落山久能寺を建立したのに始まり、その後幾多の変遷を経て、元和二年(一六一六年)徳川家康が当山に昇られ、翌元和三年に東照宮が建立され、今日至っているものである。この久能山全域は、歴史的価値が高いものとして、昭和四十六年に国の史跡に指定されている。

次に東照宮は、元和二年五月に着工、同三年十二月に僅か一年七か月で造営されたもので、権現造、総漆塗、極彩色の社殿は日光東照宮より一九年前に造られ、日光に比べるとやや地味であるが、桃山時代の技法をも取り入れられた江戸初期の代表的建物である。明治四十五年国宝に指定されたが、戦後は文化財保護法に基づいて昭和三〇年に社殿のほか、神廟・神庫・神楽殿・鼓樓・神厩・樓門等の諸建造物を含めて重要文化財に指定されている。

これら建造物を拝観したが、いずれも見事に保存され、すばらしいものであった。昭和五三年以来国庫補助事業として一部の修理が行われてい

るが、漆塗の一部に浮きが見られた。掛け替えないものであるから、早期に万全の保存対策が講じられることを望むものである。

防災施設の整備が最も重要であるが、山頂に貯水地を設置、一三箇所に消火栓を設け、四〇分間放水可能であり、各施設に防災施設が完備しているとのことである。

問題は、駿河湾に面した山頂附近に建立されているため、台風が一番心配なことである。台風は防ぎようがないから、台風がきた際被害が起らないよう不断の施設設備・山林等の整備が図られることを期待するものである。

なお、久能山東照宮博物館には、多数の宝物類が保管されており、視察の当日は「徳川十五代甲冑と刀剣展」が開かれており、興味深いものがあった。

〔国立大学及び国立大学共同利用機関関係〕

(一) 静岡大学

本学は、人文・教育・理・工・農の五学部と教養部、理学・工学・農学・電子科学の四研究科から成る大学院、法経短期大学部及び工学短期大学部、電子工学研究所等から成る総合大学である。

浜松地区に所在する工学部・電子工学研究所・工学短期大学部を除く他の学部、本部等は、環境のよい静岡市郊外の現在地に、昭和四〇年以降統合整備されたものである。

現在職員数は一、二四三人（うち教官七二人）、総学生数等（附属学校も含む）は一〇、五七四人である。

評議院会・将来構想委員会の決定に基づく本学の将来構想は次のとおりである。

- 1、大学院の新設 人文、法学、経済学及び教育学の四研究科（修士課程）の設置
- 2、学部の改組 人文学部の人文学部及び法経学部への改組
- 3、学科・課程の増設 土木工学科（工学部）、生物資源化学科（農）及び養護教諭養成課程（教育）の増設
- 4、学生の厚生施設の設置 文化系サークル共用

施設、合宿研修施設及び学生会館の設置
学長・教育学部長等から右構想の実現、特に大学院の設置について要望が行われた。

このほか、学長等から説明・要望のあった主要な事項は次のとおりである。

- 1、共通一次試験の影響については、入学志願者倍率の著しい低下と合格者について近畿地方出身者等が減少して静岡県内及び中部地方の出身者が増加しブロック化の傾向があらわれた。しかし、成績は向上し、男女のバランスがとれてきた。県内出身者が増加した結果、下宿が余る傾向がでてきたこと、自動車通学が増加したため規制が必要となったことなどの影響もでている。

- 2、大学における教育・研究の成果を広く地域社会に開放・還元するため、一昨年から、全学的な体制で公開講座の開催に取り組んでいる。毎年度静岡及び浜松の両会場で八日間づつ実施（静岡二〇〇人、浜松一〇〇人）している。住民の強い関心と呼んで大変好評であり、終了証書の受領者は受講者の六〇％に及んでいる。問題は、予算が乏しいため、機器等の利用が十分に行えない、人文系の教官を浜松会場の講師に十分利用できないなどによって、住民の希望に十分に応えることができないことである。したがって、関係予算の増額について要望を受けた。

- 3、アメリカ・ネブラスカ州立大学から、姉妹校の締結について熱心な申入れがあり、慎重に検討の結果、昨年末協定を締結した。なお、ネブラスカ州立大学が所在するオマハと静岡市は姉妹都市である。

問題は、制度の相違や学長権限の相違（アメリカの学長に比べて、日本の学長の権限は小さいなど）があるため、具体的に教官宿舎の確保、授業料の減免措置等をどうするかなど困難な点が生ずることである。しかし、できるところから短期研修の実施等に着手されている。今後このような大学間の国際交流を大いに推進する必要があることを考えると、大学が弾力的に対応できるような対策を講ずる必要があると考えるものである。

- 4、教官及び学生の増加に逆比例して、行政職員の前減が進められているため運営上困っている。

- 5、大学全体の就職状況は一〇〇％である。教育学部卒業生の就職率は近年九〇％と高率であり、県内教員のうち静岡大学卒業生の占めるシェア（五〇％程度）は拡大の傾向にある。

- 6、教育学部では、昭和五十四年度から、へき地校勤務教員を確保する目的で、三〇人を限度にへき地の高校等からの推薦入学制度を採用したが、高校側の協力が不十分のため、都市部の高校からの推薦入学者が多く所期の成果を上げるに至っていない。

- 7、教育学部における教育実習については、従来から力を入れて異種校実習（小学校教員養成課程の場合・小学校で四週間と中学校で二週間、中学校教員養成課程の場合・中学校で四週間と小学校で二週間）など行っている。実習は、七附属学校のほかに公立学校（小学校三〇校、中学校二校、幼稚園一校）の協力をえて順調に運営されている。他県では止める傾向がみられる中で、本県では継続希望の学校が多く、むしろ来年度からは一校増やす予定とのことである。

(二) 豊橋技術科学大学

本大学は、実践的・創造的な能力を備えた指導的技術者を養成するため、主として高等専門学校卒業生を受け入れ、学部と大学院（修士課程）とを一貫した体系のもとで技術科学に関する教育・研究を行う目的で、昭和五一年一月に開学されたものである。同様の趣旨から設置されたものとしては、長岡技術科学大学がある。学生の受入れは、昭和五三年度から行われたが、高専卒業生を第三年次に入学させる定員は二四〇人、高校卒業生を第一年次に受け入れる定員は六〇名となっている。入学者の選考については、それぞれ推薦入学制度を大幅に採用し、それぞれ定員の二分の一

を推薦入学させている。高専の卒業生については、一校につき四人程度の推薦を受けているが、学校数が少ないため高専側との意思疎通が十分に行われる結果、優秀な人材が推薦され、うまく運用されている。これに対して、高校の卒業生については、本学創設の趣旨から、工業高校の卒業生を定員の二分の一推薦入学させているが、必ずしもうまく運用されていないとのことである。すなわち、学校数が多いため高校側と意思疎通が十分に行えないことなどもあって、必ずしも本学への進学に適した能力を持たない者や就職に失敗した者も入学させる結果となり、入学後補習等に努めているが、必ずしも十分に成果を上げるに至らず、苦慮しているとのことである。なお希望留年も認めている。

入学者の選抜に当たっては、面接を重視して一人三〇分程度をあて、大変成果を上げているとのことである。学生は全国から集まっている。

昭和五五年度から大学院（定員二四〇人）が設置される予定であり、入学者の選抜はすでに終了している。大半の者が進学を希望しており、学部・大学院一貫教育の目的が生かされる状況とのことである。

本大学は、三万七千平方メートルという広大で恵まれた環境のもとに、五六年度完成を目前に著々整備されつつある。現在までの完成率が五四％、今年三月末には七〇％完成の予定である。完成までに、土地購入費も含めて約二百億円を要する見込みとのことである。

学長等の説明を聴取したのち、各種施設・設備を視察したが、いずれも立派に整備されつつあった。学生宿舎についても、四棟・四〇〇室と各種共用施設が整備されていた。過去における紛争の原因等を考慮して、個室方式で、電気メーターは各室に設置し、光熱水料費は使用に応じて各人が負担することとされている。経費は、寄宿料二、一〇〇円、光熱水料費二、〇〇〇円程度、食費二万円から二万五千円程度である。

最後に、大学の今後の方針としては、国際交流

に特に力を入れたいとのことで、今年四月から留
学生を受け入れる予定とのことであった。

分子科学研究所及び生物科学総合研究機構
分子科学研究所は、分子及びその集合体である
物質の性質を究明するため、分子の構造・機能等
に関する実験的研究及びこれに関連する理論的研
究を行う国立大学共同利用機関として、昭和五
四年四月に創設されたものである。

生物科学総合研究機構は、同じく国立大学共同
利用機関として昭和五二年五月に創設され、基礎
生物学研究所及び生理学研究所からなっている。
基礎生物学研究所は、生命現象の基礎的事項を究
明するため基礎生物学に関する総合研究を行う機
関であり、生理学研究所は、人体の生命活動（感
覚、脳の働き、運動等）を総合的に解明するため
生理学に関する総合研究を行う研究所である。本
機構は、この二研究所がそれぞれの研究目的に即
して運営上の独立性を生かしつつ、両研究所が有
機的な連携を保ち総合的に研究ができる体制をと
るため、日本で最初に設けられた新しい形態の研
究組織である。

分子科学研究所及び生物科学総合研究機構は、
豊橋市の愛知教育大学の跡地である同一敷地内に
設置されており、良い環境下にある。

現在生物科学総合研究機構に係る事務は、分子
科学研究所の管理局が併せ処理している。

将来両研究機関の完成後は、三研究所を一諸に
した総合研究機構とする予定のことである。

これら研究機関においては、すでに研究活動が
行われているが、施設・設備は整備の途上であり、
いわば基礎づくりの段階にある。昭和五十六年度末
までにはほぼ完成予定である。

機構長、各研究所長等からは、新しい研究機
構・管理機構のもとに、積極的な人材登用、高水
準の研究機器の購入等も行われており、個々の大
学ではできないような理想的な研究が可能であ
り、さらに日本で最初の型模の研究組織であるの
で、責任を痛感し成功するよう最大の努力をした
いとの決意が表明された。

これら研究機関の課題の第一は、共同利用の実
を上げることであるが、単に国立大学のみならず
公私立大学の教員を含むすべての分子科学、基礎
生物学及び生理学の研究に従事する者の共同利用
に供することである。この点は十分に認識して取
り組まれており、着々成果を上げつつあるものと
である。なお企業には開放されていない。この
実現のためには、共同利用研究者の宿泊施設を整
備することが急務であるが、現施設は極めて不十
分であるので、その早期実現について要望が行わ
れた。特に宿泊施設の乏しい豊橋市に所在するた
め、その必要性は高いといわなければならない。

なお、国際的な学術交流（研究者の交流、国際
シンポジウムの開催等）を積極的に行う必要が
あり、またすでに行われつつあるので、外人研究
者用の宿泊施設の建設についても併せて要望が
あった。

次に第二の課題は、各研究所がその独立性を生
かしつつも、有機的な連携を保ち総合的に研究で
きる体制をどう実現するかである。未だ基礎づく
りの段階であるが、この実現について今後の努力を
期待したい。

なお、国立大学その他の大学の大学院における
教育への協力の拡充もまた今後の課題である。

各研究所長等の説明を聴取したのち、各種の高
水準の施設・設備を視察し、その研究目的等につ
いて分りやすい説明を聞くことができ、興味深い
時間を持つことができた。

二月一日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
(第六号)(第一四号)
- 一、義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等
に関する請願(第一九号)
- 一、義務教育諸学校の新増設に対する国庫負担
等に関する請願(第二〇号)
- 一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
(第三三三号)

一、障害者・児の教育の保障に関する請願(第
五一号)

一、義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等
に関する請願(第五六号)

一、義務教育諸学校の新増設に対する国庫負担
等に関する請願(第五七号)

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に
関する請願(第六五号)

一、高校増設に対する国庫補助等に関する請願
(第七一号)

一、義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等
に関する請願(第七九号)

一、義務教育諸学校の新増設に対する国庫負担
等に関する請願(第八〇号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
(第八九号)

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に
関する請願(第一〇号)(第一一一号)(第一一
二号)(第一一三三号)(第一一四号)(第一一五
号)(第一一六号)(第一一七号)(第一一八号)
(第一一九号)(第二二〇号)(第二二二号)(第
二二二号)(第二二三三号)(第二二四号)(第二二
五号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
(第二二六号)

一、教育関係予算確保に関する請願(第一三〇
号)

一、義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等
に関する請願(第一七一号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
(第一七二号)

一、義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等
に関する請願(第一七三三号)

一、専修学校の振興に関する請願(第一八一号)

一、義務教育教科書の無償化存続に関する請願
(第二〇八号)(第二二二三号)

一、義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等
に関する請願(第二二〇号)

一、義務教育諸学校の新増設に対する国庫負担

等に関する請願(第二二二二号)(第二二二八号)

一、義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等
に関する請願(第二二九号)(第二四九号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
(第二五二二号)(第二五四四号)(第二五八八号)(第
二六四号)

一、義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等
に関する請願(第二八一号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
(第二八四号)

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に
関する請願(第二八五号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
(第二八八号)(第二八九号)(第二九五号)

一、義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等
に関する請願(第二九六号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
(第二九七号)

第六号 昭和五十四年十二月二十一日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 茨城県日立市東大沼町三ノ二ノ
二五 荒井マツ外三千九百九十九

名 紹介議員 高杉 勉忠君

当面する私学の諸困難を打開し、国民の期待にこ
たえる明るく豊かな私学の発展のために、速やか
に次の事項の実現を図りたい。

一、授業料等学費に対する直接助成を新たにを行う
こと。

二、学費値上げをしなくともすむ大幅な私学助成
を行うとともに、当面経常費の五十パーセント
補助の速やかな実現を図ること。

三、国・公・私立の格差を是正するために、当面
緊急に次の事項の実現を図ること。

1 施設設備を整備・拡充すること。

2 教員一人当たりの学生・生徒数を国・公立
並みにするために必要な教員の定員増とその
財政措置を図ること。

四、過疎地帯私学に対する特別助成を大幅に増額すること。

五、奨学金制度の抜本的拡充と国・公・私立間の格差の解消を図ること。

六、私学に子弟を通学させている家庭に対して減税措置を図ること。

理由

私学教育の充実発展の課題は、国民の大きな期待であり、関心事である。とりわけ、国・公・私立学校の格差をなくし、限界にきている父母負担の学費を軽減することは切実な国民的要求となっている。私立学校は、いうまでもなく公教育の重要な一翼を担っている。公私格差を縮少し、教育・研究諸条件の整備・拡充を図ることは、憲法・教育基本法からいっても、当然国がその責任を負うべきものである。また、学費値上げを抑え、学費に依存しなくとも私立に発展させることは、日本の教育の将来にとつて欠くことのできない課題であるといわなければならない。第八十四回国会において、授業料等学費に対する直接補助の請願が全会派一致で採択されたが、その財政的措置については、現在に至るまでなんらの前進も見えていないことは極めて遺憾なことであり、今後格段の方策の強化が求められるところである。

第一四号 昭和五十四年十二月二十一日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(三通)

請願者 茨城県水戸市城東五ノ八ノ一六

紹介議員 早川美代子外七千九百九十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一九号 昭和五十四年十二月二十一日受理

義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等に関する請願

請願者 大阪府高槻市赤大路町三〇ノ一

紹介議員 吉川末義外二百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

地方自治・財政を確立し、福祉と教育を守り、充実を図るために、次の事項の実現を強く要望する。

一、義務教育諸学校(小・中学校)の建設事業費に対する国庫負担を大幅に引き上げるとともに、学校用地については、国が買い上げ自治体に貸与する制度を確立すること。また、超過負担の全面解消を図ること。

二、行き届いた「障害児」教育を保障するために、必要な教職員定数等についての改善を図ること。

三、大都市周辺の過密都市の実態に即し、小・中学校の学級規模を速やかに、四十人以下にするよう年次計画を改善すること。

四、幼稚園の建設及び運営に対する国庫補助制度の改善を図ること。

五、公立高校の建設事業費(用地取得費及び建設費)に対する国庫補助制度の改善を図ること。

六、現行学校給食法を奨励法から義務法に改正すること。当面、施設整備費、人件費、材料費の国庫補助額を増額するとともに、その国庫負担としての制度化を図ること。

七、スポーツ・文化施設等社会教育活動をより充実させるために、施設整備に対する国庫補助制度の改善を図ること。

八、昭和五十一年度以前に発行した義務教育施設の用地取得に対する繰越債について改善の措置を図ること。

理由

地方自治体の財政は、今や、深刻な危機状況に立ち至っており、市民生活に大きな犠牲を強いている。特に、高槻市のような大都市周辺の過密都市では、人口急増期における義務教育諸学校建設や、保育所などの福祉施設の建設に迫られ、多額の借金財政によつて応ぜざるを得ず、その結果、慢性的な赤字借金財政に悩まされ、新たな事業に及びきれない状況になっている。

第二〇号 昭和五十四年十二月二十一日受理

義務教育諸学校の新増設に対する国庫負担等に関する請願

請願者 大阪府豊中市野田町一〇ノ二三

紹介議員 酒井孝外二百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

する請願

請願者 大阪府豊中市野田町一〇ノ二三

紹介議員 酒井孝外二百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

地方財政危機を打開し、教育条件整備の要求を実現するため、次の事項について速やかに措置されたい。

一、人口急増地域の義務教育諸学校の新増設に対する土地取得、校舎建築の国庫負担の対象範囲及び単価の改善を行うこと。

二、幼稚園の新増設等について国庫補助金制度を改善し、地方自治体の超過負担を完全に解消すること。

三、公立高等学校新増設に対する国庫補助を増額し、私立高校生の負担軽減のため大幅な補助拡充を行うこと。

四、四十名学級の早期実現と、教職員定数の改善を図ること。

五、教科書の公費負担による無償配布の制度を今後も継続実施すること。

理由

豊中市においては、教育人口が引き続き激増し、教育条件の整備充実が地方財政を大きく圧迫しているが、子どもたちの教育は後もどりすることができないだけに、地方財政危機を理由に条件整備などをゆがせにすることはできない。

第三三三号 昭和五十四年十二月二十一日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 茨城県水戸市松本町 海野庄一外八万名

紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五一五号 昭和五十四年十二月二十二日受理

障害者・児の教育の保障に関する請願

請願者 岡山県倉敷市東塚三ノ一七ノ三六

紹介議員 矢部憲正外百八十五名

紹介議員 江田 五月君

障害者・児の人間らしい生活を保障するため、次の事項の実現を図らるたい。

一、重度重複障害者を含めた義務教育を完全に実施するために必要な学校・学級の増設、教職員の増員、施設設備改善、通学保障などの教育条件を整えること。

二、すべての障害幼児が幼児教育を受けることができるように、幼稚園・保育所・障害児学校幼稚園を充実すること。

三、希望する障害児の高校教育を保障し、高校卒業後の進学・就職などの進路を保障すること。

理由

長い間の悲願であつた養護学校教育の義務化が本年度より実施され、障害者・児の人権を守るうえで大きく前進した。しかし、教育の分野で改善を要することが少なくなく、医療、労働、生活などでも多くのことが解決を迫られている。

第五六号 昭和五十四年十二月二十二日受理

義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等に関する請願

請願者 大阪府高槻市城西町五ノ七 安達 勲外二百九十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五七号 昭和五十四年十二月二十二日受理

義務教育諸学校の新増設に対する国庫負担等に関する請願

請願者 大阪府豊中市本町九ノ一ノ三八

紹介議員 岡田千代子外三百二十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第六五号 昭和五十四年十二月二十二日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市小路五一〇 木下 真澄外九百九十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

子どもたちの人権が守られ、健やかに育つよう、父母が安心して子どもを生み、育て、働けるよう、次の施策の改善を図るとともに、教育予算を大幅に増額されたい。

一、公立の幼稚園を大量に増設すること。

二、教育内容の充実を図るために学級集団規模の適正化、教職員の増配置、賃金引上げなどを行うこと。

三、幼稚園就園奨励費の増額と対象の拡大を行い、私立幼稚園の父母負担軽減を図ること。

四、未認可の幼稚園、幼児教室の児童にも認可幼稚園並みの助成を行うこと。

理由

今日の円高・不景気の下で、国民生活は一層その不安を増している。子どもたちの生活や権利も脅かされ、親子心中、母子心中など深刻な事態が新聞紙面をにぎわしている。こうした中で国民の保育・教育への要求はますます切実、多様なものになり、幼稚園の不足などが極めて深刻な問題となっている。しかし、これに対する国の対応は、決して十分とはいえない。国の低い基準と不十分な国庫負担では、要求にこたえ切れず、また、地方財政危機の下で、各自治体が独自に住民要求にこたえて行ってきた保育施策すら切り下げられようとしている。こうした事態に対処するためにも、国の保育政策の抜本的な改善が強く望まれる。

第七一号 昭和五十四年十二月二十二日受理

高校増設に対する国庫補助等に関する諸願

請願者 埼玉県所沢市有楽町一ノ一三

三上武夫外五千五名

紹介議員 瀬谷 英行君

一、高校増設に対する国庫補助を用地取得も含めて改善すること。

二、私学への授業料国庫助成と経常費補助の大幅増額を実現すること。

理由 埼玉県では、高校進学率が九十四パーセントを超

え高校教育への期待が高まっているなかで、この七年間に四十五校の高校新設を行い、私学への助成をしてきた。しかし、人口急増の埼玉県では、小学校二年生の児童数は、中学三年生の生徒数の一・七倍(十一万七千八百八)で、この子どもたちが高校進学を迎える八年後の一九八七年までに、最低八十校の高校新設をしなければ、多くの子どもたちが中学浪人となることは避けられない。毎年十校ずつ計画的に新設をしなければ、間に合わない状況であり、このままでは地方財政がますます厳しくなり計画の実現は困難となる。

第七九号 昭和五十四年十二月二十四日受理
義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等に関する諸願

請願者 大阪府高槻市氷室町四ノ一二ノ三

賀納武夫外五百九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この諸願の趣旨は、第一九号と同じである。

第八〇号 昭和五十四年十二月二十四日受理

義務教育諸学校の増設に対する国庫負担等に関する諸願

請願者 大阪府豊中市曾根東町一ノ五ノ四

土屋理美外九百九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この諸願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第八九号 昭和五十四年十二月二十四日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する諸願

請願者 茨城県水戸市末広町一ノ五ノ四三

峰須孝一外二千七百七十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この諸願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一〇号 昭和五十四年十二月二十五日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する諸願

請願者 大阪府箕面市桜ヶ丘三ノ一ノ二一

小坂和正外四名

紹介議員 市川 正一君

この諸願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一一一号 昭和五十四年十二月二十五日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する諸願

請願者 大阪府八尾市東山本新町三ノ二ノ一

一三 植田洋子外六名

紹介議員 上田耕一郎君

この諸願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一一二号 昭和五十四年十二月二十五日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する諸願

請願者 大阪府八尾市太窪四七一 久保る

りみ外五名

紹介議員 小笠原貞子君

この諸願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一一三号 昭和五十四年十二月二十五日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する諸願

請願者 大阪府池田市天神一ノ八ノ一六

村上かほる外二名

紹介議員 神谷信之助君

この諸願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一一四号 昭和五十四年十二月二十五日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する諸願

請願者 大阪府東大阪市菱江一、四一九

諏訪富子外六名

紹介議員 河田 賢治君

この諸願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一一五号 昭和五十四年十二月二十五日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する諸願

請願者 大阪府八尾市山本町南三ノ一ノ六

紹介議員 沓脱タケ子君

この諸願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一一六号 昭和五十四年十二月二十五日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する諸願

請願者 大阪府和泉市肥子町一ノ一〇ノ二

〇 末永隆雄外千二百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この諸願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一一七号 昭和五十四年十二月二十五日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する諸願

請願者 大阪府箕面市新堀六ノ一四ノ四

石原のり子外八名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この諸願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一一八号 昭和五十四年十二月二十五日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する諸願

請願者 大阪府八尾市二俣二六六ノ八二

金政洋子外三名

紹介議員 下田 京子君

この諸願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一一九号 昭和五十四年十二月二十五日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する諸願

請願者 大阪府泉佐野市羽倉崎六、一八八

ノ六 藤本ミエ子外八名

紹介議員 立木 洋君

この諸願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一二〇号 昭和五十四年十二月二十五日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する諸願

請願者 大阪府交野市私市八ノ七ノ六 田中喜好外四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一二二号 昭和五十四年十二月二十五日受理
幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府岸和田市春木中町二ノ八 村上静子外一名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一二二二号 昭和五十四年十二月二十五日受理
幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市長町三ノ一六ノ一 新里節子外三名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一二三号 昭和五十四年十二月二十五日受理
幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府池田市石橋一ノ一〇ノ二 今村啓一外八名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一二四号 昭和五十四年十二月二十五日受理
幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府池田市呉服町二ノ一二 富田孝子外八名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一二五号 昭和五十四年十二月二十五日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府豊中市上野西一ノ五ノ一六 上村正治外二名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一二六号 昭和五十四年十二月二十五日受理
私学に対する大規模国庫助成等に関する請願

請願者 茨城県水戸市城東四ノ一ノ四八 伊藤豊外三千九百九十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一三〇号 昭和五十四年十二月二十五日受理
教育関係予算確保に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一 福島市議会 議長 八巻 一夫

紹介議員 村田 秀三君

政府は、昭和五十五年予算編成に当たり、財政再建を理由に義務教育教科書の無償配付、教育関係経費の削減を検討しているといわれているが、少くともこれらの現行制度を後退させることのないよう関係予算の確保に努力されたい。

第一七一号 昭和五十四年十二月二十七日受理
義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等に関する請願

請願者 大阪府高槻市城東町二ノ二 吉田美代治外九百九十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一七二号 昭和五十四年十二月二十七日受理
私学に対する大規模国庫助成等に関する請願(七通)

請願者 福岡県豊前市三毛門 秋成信行外 六千六百三十六名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一七三三号 昭和五十四年十二月二十七日受理
義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等に関する請願

請願者 大阪府高槻市東五百住町二ノ一七 山本義雄外一万名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一八一号 昭和五十四年十二月二十七日受理
専修学校の振興に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六 福島県議会 議長 遠藤正二

紹介議員 鈴木 正一君

専修学校の振興のため、次の措置を講ぜられたこと。
一、私立学校振興助成法を改正し、助成の対象とする。
二、都道府県助成を地方交付税の積算基礎に算入すること。

理由
近年、社会経済の発展と産業構造の変化に伴い、多様な実務的な職業教育をはじめ、生活に必要な知識、技術の修得、教養の向上等多様な学習機会に対する要請が高まっている。専修学校は、かかる社会の要請に応じ、地域社会に必要な人材の育成や地域文化の向上に当たり、今後その役割は一層重要性を増すものである。

第二〇八号 昭和五十五年一月八日受理
義務教育教科書の無償化存続に関する請願

請願者 兵庫県西宮市枝川町三ノ一〇ノ一 一〇六 中野武茂外五千名

紹介議員 矢原 秀男君 二宮 文造君

子どもの教育費の増大が家計を圧迫しているため、教科書については憲法第二十六条の規定を尊重し、今後とも無償化を継続されたい。

第二二三号 昭和五十五年一月九日受理

義務教育教科書の無償化存続に関する請願

請願者 神戸市須磨区月見山本町二ノ四ノ一二 平山昭利外二千六十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第二〇八号と同じである。

第二二〇号 昭和五十五年一月十日受理
義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等に関する請願

請願者 大阪府高槻市真上町五ノ三八ノ二 〇 木村昭弘外五千七百九十九名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二二二号 昭和五十五年一月十日受理
義務教育諸学校の新増設に対する国庫負担等に関する請願

請願者 大阪府豊中市庄内栄町二ノ一七ノ一一 寺川健一外二千六百五十九名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二二八号 昭和五十五年一月十日受理
義務教育諸学校の新増設に対する国庫負担等に関する請願

請願者 大阪府豊中市庄内東町二ノ七ノ一 六 坪下利博外四百十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二二九号 昭和五十五年一月十日受理
義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等に関する請願

請願者 大阪府高槻市天王町二五ノ一九 坂口昇治外二千四百名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

一五

主任を学校に強制して教育に対する国家統制を強化する方向をとりつつある。

第三〇一号 昭和五十五年一月二十八日受理

行き届いた教育の実現に関する請願(二通)

請願者 京都府長岡京市天神四ノ一〇ノ二

〇 齊田和江外五千七百三十二名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第三〇二号 昭和五十五年一月二十八日受理

オリビック記念青少年総合センターの存続に関する請願(四通)

請願者 京都市上京区下ノ森道下立売上ル

鳳瑞町南部 豊坂外三千五百二

紹介議員 安永 英雄君

一、オリビック記念青少年総合センターの廃止、文部省への直轄化の方針を直ちに撤回し、現在の特殊法人として存続させ、より充実した社会教育施設とすること。

二、労働者の犠牲を伴う政府関係法人(特殊法人、公益法人)の統廃合合理化をやること。

理由

オリビック記念青少年総合センターは、一九六五年に特殊法人として設立された。当時の愛知文部大臣は、特殊法人にする積極的な理由として(一)国の直営にするに弾力的な運営に欠ける恐れがある、(二)相当数の公務員の増員を必要とする、(三)特殊法人であれば、各省市や地方公共団体と協力することができ、(四)文部省の恣意によつて利用されてはならない、との四点を挙げた。今日、同センターは、年間百万人を超える人々によつて利用される社会教育施設に発展し、今後とも施設の充実・発展と民主的運営が期待されている。このことから今度の直轄化は設立目的に反することともに、反動的文教政策に組み込まうとしていることは明白である。また、この直轄化は、当該労働者の労働基本権を奪い、労働条件の重大な変更であることはもちろんのこと、労働者の首切

りをも前提とした極めて不当なものである。

第三〇六号 昭和五十五年一月二十八日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 横浜市南区高根町三ノ一七岩根

コーポ内 海老沢裕介外一万名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三〇七号 昭和五十五年一月二十九日受理

義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等に関する請願

請願者 大阪府高槻市真上町四ノ六ノ二〇

峯崎千栄外九百九十九名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三〇八号 昭和五十五年一月二十九日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 横浜市神奈川区台町一八ノ四

部和弘外九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三一〇号 昭和五十五年一月二十九日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 札幌市豊平区豊平五条八丁目

田久江外一万名

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三二二号 昭和五十五年一月三十日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 横浜市南区堀ノ内町二ノ一七二ノ

二五 菅田豊外九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三二三号 昭和五十五年一月三十日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(二通)

請願者 岡山県倉敷市水島東弥生町二ノ一

五 西村政綱外三千九百九十九名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三三五号 昭和五十五年一月三十日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区原宿町三五六

大浦

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三三六号 昭和五十五年一月三十一日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 神奈川県小田原市中里一九九

高 橋好子外九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三四二号 昭和五十五年一月三十一日受理

国立大学の授業料値上げ反対に関する請願

請願者 東京都田無市緑町一ノ一七〇二

〇二 吉田章宏外三十五名

紹介議員 市川 正一君

昭和五十五年の国立大学の授業料の値上げを行わないよう必要な措置をとらねばならない。

理由 昨年十二月二十九日に決定された来年度政府予算案では、国立大学の授業料は、現行の十四万四千円から十八万円に値上げされることが盛り込まれている。値上げの理由として、私立大学との格差是正、財政再建のための受益者負担の格差是正があげられているが、私立大学の授業料が高すぎることを問題として、しかも国立大学授業料の値上げが私学の授業料値上げを促進することは明白である。しかも授業料値上げは、教育の機会均等の原則を、ますます破壊し拍車をかけるものである。これは、機会均等の原則を守るために公費負

担主義をとらうとする国際的動向にも逆行するものである。また、財政危機を理由とすることは、その責任をたな上げし、国民、学生にその負担を押し付けるものである。

第三四三号 昭和五十五年一月三十一日受理

国立大学の授業料値上げ反対に関する請願

請願者 東京都文京区千石四ノ四二ノ二若

葉荘内 池田典行外三十五名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三四二号と同じである。

第三四四号 昭和五十五年一月三十一日受理

国立大学の授業料値上げ反対に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井台八ノ七ノ一

岡崎茂生外三十五名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三四二号と同じである。

第三四五号 昭和五十五年一月三十一日受理

国立大学の授業料値上げ反対に関する請願

請願者 東京都練馬区練馬二ノ二六ノ五

石川美知代外三十五名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三四二号と同じである。

第三四六号 昭和五十五年一月三十一日受理

国立大学の授業料値上げ反対に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺東町一ノ一

四ノ四 中村定信外三十五名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三四二号と同じである。

第三四七号 昭和五十五年一月三十一日受理

国立大学の授業料値上げ反対に関する請願

請願者 東京都目黒区自由が丘三ノ八ノ二

二 松村コウ外三十五名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三四二号と同じである。

一七

会との貸与契約により学資の貸与を受けたものに係る貸与金の返還免除については、なお従前の例による。

(教育公務員特例法の一部改正)

7 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)による国立養護教諭養成所の所長、教授、助教授及び助手を削る。(教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置)」

8 附則第二項の規定によりなお存続する国立養護教諭養成所の所長、教授、助教授及び助手の身分取扱いについては、なお従前の例による。(文部省設置法の一部改正)

9 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。
第十六条中「及び国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)」を削る。

(教育職員免許法の一部改正)
10 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
第十六条の四を削る。

附則に次の二項を加える。

15 養護教諭二級普通免許状又は保健の教科に於ける中学校教諭二級普通免許状は、第五條第一項本文の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)による国立養護教諭養成所(次項において「旧国立養護教諭養成所」という。)を卒業した者に対して授与することができる。

16 第六條第二項別表第六の所要資格の項第四欄に掲げる大学には、同表の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所を含むものとする。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第五條關係)」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第五條關係)」に、

三〇	一〇
----	----

を

イ 大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位(内二単位は、体育とする。)以上を修得すること。

三〇	一〇
----	----

に改

イ 大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位(内二単位は、体育とする。)以上を修得すること。
イの二 国立養護教諭養成所を卒業すること。

める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第六條關係)」に改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第六條關係)」に改める。

別表第五中「別表第五」を「別表第五(第六條關係)」に改める。

別表第六中「別表第六」を「別表第六(第六條關係)」に改め、「国立養護教諭養成所」を削る。
別表第七中「別表第七」を「別表第七(第六條關係)」に改める。
(国立学校特別会計法の一部改正)
11 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五

十五号)の一部を次のように改正する。
第一條中「及び国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)第二條第一項に規定する国立養護教諭養成所」を削る。

附則第十三項以下を一項ずつ繰り下げ、第十二項の次に次の一項を加える。

13 国立学校設置法の一部を改正する等の法律(昭和五十五年法律第 号)附則第十一項の規定による第一條の規定の改正後同法附則第二項の規定によりなお存続する国立養護教諭養成所に係る経理については、なお従前の例による。

昭和五十五年二月二十二日印刷

昭和五十五年二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D